

郡山市都市計画審議会条例

昭和44年9月12日

郡山市条例第40号

改正 昭和48年6月20日郡山市条例第29号
平成元年6月29日郡山市条例第40号
平成11年12月21日郡山市条例第41号
平成20年3月27日郡山市条例第5号
平成22年3月17日郡山市条例第3号
平成30年3月26日郡山市条例第39号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、郡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平11条例41・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(平11条例41・一部改正)

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会議員 6人以内
- (2) 学識経験のある者 10人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内

2 臨時委員は、必要のつど、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(平11条例41・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平11条例41・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平11条例41・一部改正)

(専門調査員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことがで

きる。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平11条例41・全改)

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平11条例41・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(平元条例40・平11条例41・平20条例5・平22条例3・平30条例39・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例41・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年郡山市条例第29号)抄

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(平成元年郡山市条例第40号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成11年郡山市条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第10条の規定による改正前の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により任命され、この条例の施行の日の前日において委員である者(以下「旧第3号委員」という。)

は、同日をもって解任されるものとする。この場合において、第10条の規定による改正後の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により委嘱される委員(以下「新第3号委員」という。)の任期については、新第3号委員は、旧第3号委員の補欠の委員とみなす。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年郡山市条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年郡山市条例第39号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。